

令和5年5月24日

奈良県議会議長

岩田 国夫 殿

氏名 森山 良文

令和5年度4月分度政務活動費に係る収支報告書について

奈良県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度4月分政務活動費収支報告書を提出します。



## 令和5年度4月分年度政務活動費収支報告書

氏 名 森山 賀文

## 1. 収 入

政務活動費 280,000 円

## 2. 支 出

(単位：円)

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	0	
広報広聴費	0	
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	0	
事 務 所 費	120,820	事務所借上げ料
事 務 費	5,849	電話代
人 件 費	128,000	雇用職員給与
合 計	254,669	

## 3. 残 余

25,331 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



# 領収書等添付用紙

会派・議員名 森山 賀文

【令和 5年4月分請求分】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ <u>事務所費</u> ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
1	4/18	8,820	100	8,820	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)



5

年月日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引金額(円)
05-04-18	電気	8,820	4,000	

12 05-04-18 電気

8,820 4,000

4月分 電気代

領収書の発行が、為 通帳記帳

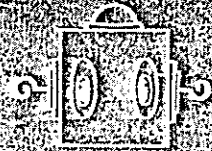
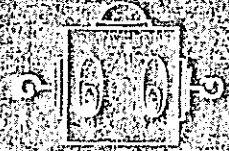
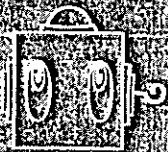
普通預金通帳

森山 賀文 様

店番

口座番号

TAKE  
TO  
THE  
FUTURE



南都銀行

# 領収書等添付用紙

会派・議員名 森山 賀文

【令和5年4月分請求分】

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
2	4/20	112,000	100	112,000	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

## 領 収 書

令和5年4月20日

森山賀文 殿

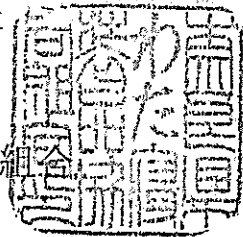
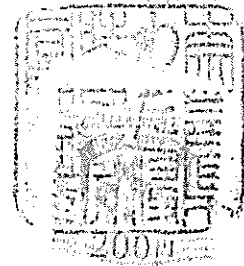
金額	4	1	1	2	0	0	0	0	0
	万	千	百	十	円				

但し令和5年4月分家賃  
上記の金額正に領収致しました

奈良県橿原市新賀町136-2

奈良県わた寝装品協同組合

TEL 0744-22-5389



# 領収書等添付用紙

会派・議員名 森山 賀文

【令和 5年4月分請求分】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
3	4/20	128000	100	128000	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

領 収 証 森山 賀文 事務所 様 No. \_\_\_\_\_

金額

¥ 128,000

但 職員給与として

令和 5年 4月 20日 上記正に領収いたしました

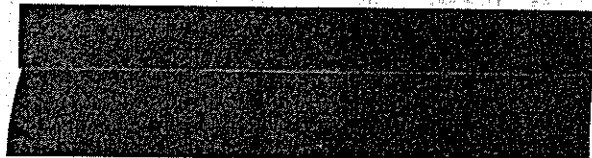
内 訳

税抜金額

消費税額(%)

税抜金額

消費税額(%)



登録番号

GR1422

事業主負担分

健康保険料 7308

厚生年金保険 11529

子比. 子育拠出金 453

# 領収書等添付用紙

会派・議員名 森山 賀文

【令和5年4月分請求分】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

16	0				
17	0				
18	0				
19	0				
20	05-04-25	口座振替	5,849	インターネット	
21	0				
22	0				
23	0				
24	0				

- 小切手その他の証券類をお預入れになった場合は、お払戻しのできる予定日時を「お支払金額」欄に記載します。ただし、時間については若干変更することがあります。
- お振込金や自動支払などの内容は「摘要」欄のほか「金額」欄にも記入することがあります。
- 通帳に記載されていないお取引が一定件数を超えた場合、お振り金額・お支払金額をそれぞれまとめて合計額のみ記入することがあります。

KCN. 電話料金、インターネット料金 (4月分)  
※領収書の発行がない為、通帳記帳



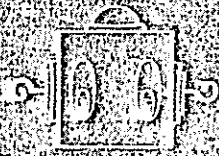
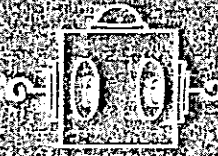
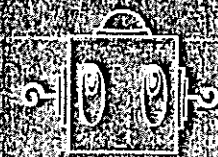
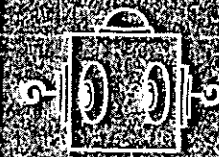
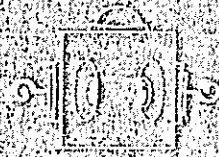
普通預金通帳

森山 賀文 様

店番

口座番号

TAKE  
TO  
THE  
FUTURE



南都銀行

令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 森山 賀文

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良県橿原市新賀町 136-2 電話 0744-24-1197 延べ床面積 46.08 m <sup>2</sup>
③他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 奈良県わた寝装品協同組合) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 46.08 m <sup>2</sup> (a) うち政務活動使用面積 46.08 m <sup>2</sup> (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 46.08/46.08 → 按分率 1/1
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/1 (按分率の考え方: 面積按分 )
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方: )
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/1 (按分率の考え方: 面積按分 )
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。



# 貸室賃貸借契約書

奈良県 橿原市新築町13番地の2  
貸借人 森山 賀文  
との間に、次のおり貸室賃貸借契約を締結します。

第1条 貸借人はその所有する次に表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

賃借人の所在場所 橿原市新築町13番地の2  
賃借人の住所 奈良県橿原市新築町13番地の2

第2条 賃借の期間は令和3年8月1日から令和5年7月31日までの1年間とします。

第3条 賃料は1か月金112,000円とし、賃借人は毎月末日に1ヶ月分を賃借人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃室料金との比較等により不相当となつたときは、賃借人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができないものとします。

第4条 賃借人は数金として金800,000円を賃借人から申し受けるものとします。

第5条 賃借人は、賃室を事務所の目的で使用し、他の用途に使用してはなりません。

第6条 賃借人は、賃借権を譲渡し、もしくは本件賃室を転貸し（同居、共同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含む）、また賃借人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはなりません。

第7条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃借人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとします。  
1. 2か月分以上賃料の支払いを怠つたとき。  
2. 賃料の支払いをしつぱし延滞し、その延滞が本契約における賃借人と賃借人との間の借関係に著しく害すると認められたとき。  
3. その他本契約に違反したとき。

第8条 賃借人は、賃室内において危険、不潔、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。

第9条 賃借人（その家族を含む）の責に帰すべき事由によって賃室を破損したときは、賃



借人は、すみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をしますものとします。  
第10条 電気、ガス、水道等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃借人の定められた方法で賃借人に支払うものとします。

第11条 賃借人は賃借人に対して1か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができず。ただし、賃借人は予告に代え1か月の賃料相当額を賃借人に支払って即時に解約することができます。

第12条 敷金には利息をつけられないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠つたとき、または第9条の損害賠償額を支払わなかったときは、賃借人は敷金をもつてその弁済に充当することができるものとします。

第13条 賃借人は、賃借借契約が終了し、賃借人から賃室の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第9条の損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとします。

第14条 賃借人は、本件賃室の明渡しに際し、賃借人に対し、移転料その他これに類する金銭上の請求をしないものとします。

第15条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づき賃借人に対する賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第16条 この契約に関する紛争については、賃借人の居住地の裁判所を第1番の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第17条 (特約事項)

- 1. 退室時に入敷金と2割引きの返金。
- 2. 水道、ガス、共益金は、2000円(家賃含む)

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書  
通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所持します。

令和3年8月1日

賃借人 現住所 橿原市新築町13番地の2  
氏名 森山 賀文  
代表取締役 森山 賀文

賃借人 現住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted]

連帯保証人 現住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted]

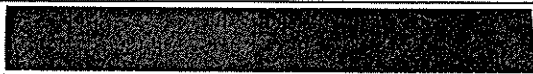




令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 森山 賀文

① 雇用者	氏名 住所 電話番号
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
② 雇用期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
④ 職務内容	政務調査に関わる調査補助及び関係書類の作成等
⑤ 給料(賃金)	128000円 ( <input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給 )
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間( 時間) / 政務活動( 時間) + その他業務( 時間) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数( 日) / 政務活動( 日) + その他業務( 日) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合(政務活動のみ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 1 / 1</span>
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳</li> <li><input type="checkbox"/> 租税関係書類</li> <li><input type="checkbox"/> 社会保険関係書類</li> </ul>
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

# 雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日まで	
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
就業場所	奈良県橿原市新賀町 136-2 森山よしふみ事務所	
仕事内容	政務調査に関わる調査補助及び関係書類の作成等	
就業時間 (休憩時間)	9:00 ~ 17:00 休憩 1時間	
休日	<input type="text" value="土・日・祝日・年末及び年始・お盆・"/>	
休暇	年次有給休暇 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 ( <input type="checkbox"/> 無 )	
賃金	基本賃金 月給 128,000 円 日給 円 ■ 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 20 日) 賃金支払日 (毎月 25 日) 賃金の支払方法 ( <input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込 ) 賃金支払時の控除 ( <input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他	
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。 令和 5 年 4 月 1 日 雇用者 森山 賀文 被雇用者 		

第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

【議員名 森山 賀文】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	平成31年 4月1日
-------	----	------	----	-------	---------------

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賃与1	賃与2	合計
労働日数	24														24
労働時間数	168														168
時間外労働															0
休日労働															0
深夜労働															0
基本給	128,000														128,000
時間外手当															0
通勤手当(課税)															0
通勤手当(非課税)															0
課税合計	128,000														128,000
非課税合計															0
総支給額	128,000														128,000
健康保険料	7,308														7,308
介護保険料															0
厚生年金保険料	11,529														11,529
雇用保険保険料	384														384
社会保険料合計	19,221														19,221
課税対象額	108,779														108,779
所得税	1,130														1,130
市町村民税															0
控除額合計	20,351														20,351
差引支給額	107,649														107,649
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。